

Weekly Report

第499日号
平成31年4月1日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から適用される主な税制(相続・贈与関連)

◎個人事業者の事業承継税制(納税猶予制度)

の創設……31年1月から40年(2028年)

12月の間に、個人事業者(不動産貸付事業等を除く)の事業用資産を相続又は贈与により取得して事業を継続する場合には、相続税又は贈与税の納税を全額猶予します(「承継計画」を都道府県に提出すること等が必要)。なお、下記の特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例とは選択適用となります。

◎特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例

の見直し……事業用宅地等の相続税評価額を4

00㎡まで80%減額する特例の対象から、相続前3年以内に事業の用に供された宅地等(宅地上の事業用償却資産の価額が一定以上の場合は除く)を除外します。31年4月以後の相続等に適用されますが、同日前から事業の用に供された宅地等には適用されません。

◎教育資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し

……直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、*受贈者に所得要件を設け、前年の合計所得金額が1千

万円を超える場合は適用除外(結婚・子育て資金贈与に係る非課税措置も同様)、*贈与者が亡くなった場合に、受贈者(23歳未満や在学中の場合などは除く)が相続開始前3年以内に本措置の適用を受けているときは、相続開始時点での残額を相続財産に加算します。

◎空き家を譲渡した場合の3千万円特別控除の拡充

……被相続人の居住用家屋や敷地等を相続等により取得後、空き家となっている一定の家屋等を譲渡した場合に譲渡所得から3千万円を特別控除する措置について、被相続人が要介護認定等を受けて老人ホーム等に入所していた場合を適用対象に加えます。

消費税転嫁対策特措法ガイドラインの改正

公取委は、今年10月の消費税率引上げ及び軽減税率の導入に伴い、消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインを改正し、違反事例を追加しました。

例えば、消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合に、①そのことを理由として、又は②取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合は「買いたたき」に該当します。

また、価格設定のガイドラインを踏まえ、「10月1日以降〇%値下げ」等と表示したセールを実施する際に、消費税率引上げ分を対価から減じる場合や、協賛金の提供又は従業員等の派遣を要請する場合などを違反事例に追加しています。

★★★4月のチェックポイント★★★

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※「給与支払い報告書に係る給与所得者異動届出書」を4月15日(月)までに提出します。

※所得税の振替納税は4月22日(月)、個人事業者の消費税は4月24日(水)です。

※10連休中の休業日程を取引先に伝えると同時に先方の日程も確認し、納品・決済などを確認。

連休明けの5月7日は金融機関・運送関係などの混雑・集中が予想されるので早めの処理を。